

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程	1

公営企業局管理規程

高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成26年4月1日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第13号

高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第7章 決算（第109条－第114条）」
を

「第6章の2 引当金（第108条の2）」

「第7章 決算（第109条－第114条）」

に改める。

第3条第1項第2号中「事務部次長及び総務課長」を「経営事業部次長」に改め、同条第2項中「総務課長の職にある企業出納員は事務部次長の職にある企業出納員を」を削り、「は総務課長」を「は経営事業部次長」に改め、同条第3項第3号を削り、同項第4号中「総務課長」を「経営事業部次長」に改め、同号を同項第3号とする。

第25条中「添付しなければ」を「添えなければ」に改める。

第46条中「第21条の5第1項第12号」を「第21条の5第1項第15号」に改める。

第53条第1項中「添付して」を「添えて」に改める。

第66条中「交付する」を「交代する」に改める。

第77条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7）リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が前各号に掲げるものである場合に限る。）

第80条第5号中「無償で譲り受けた」を「譲与、贈与その他無償で取得した」に、「適正な見積価格」を「公正な評価額」に改める。

第92条の見出しを「（除却報告）」に改め、同条中「除去した」を「除却した」に、「固定資産除去報告書」を「固定資産除却報告書」に改める。

第97条を次のように改める。

第97条 削除

第99条中「次長」を「県立病院課長」に改める。

第100条中「参考資料」を「参考資料（次項において「予算関係資料」という。）」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

第100条に次の1項を加える。

2 予算関係資料には、病院ごとに区分したセグメント情報を注記し、又は注記した書類を添えなければならない。

第102条第1項中「次長」を「県立病院課長」に改める。

第103条中「院長」を「県立病院課長及び院長」に改める。

第106条中「課長」を「局長」に改める。

第108条第1項及び第2項中「院長」を「県立病院課長及び院長」に改める。
第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 引当金

(退職給付引当金等の計上方法)

第108条の2 引当金の計上は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 退職給付引当金 簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）
 - (2) 前号に掲げるもの以外のもの 局長が別に定める方法
- 第109条中「次長」を「県立病院課長」に改める。
第112条第4号から第7号までを次のように改める。
- (4) 繰延収益の償却
 - (5) 資産の評価
 - (6) 引当金の計上
 - (7) 未払費用等の経過勘定に関する整理

第114条に後段として次のように加える。
この場合において、第10号に掲げるキャッシュ・フロー計算書の作成の方法は、予定キャッシュ・フロー計算書の例によるものとする。

第114条第1号中「及び資金収支表」を削り、同条に次の1号を加える。

(10) キャッシュ・フロー計算書

第114条に次の1項を加える。

- 2 前項各号に掲げる決算の書類には、病院ごとに区分したセグメント情報を注記し、又は注記した書類を添えなければならない。
別表を次のように改める。

別表第1（第15条関係）

収益勘定

款	項	目	節
病院事業収益	医業収益	入院収益 外来収益 その他医業収益	室料差額収益 公衆衛生活動収益 医療相談収益 受託検査施設利用収益 その他医業収益
		医業外収益	受取利息配当金 預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 配当金
	特別利益	他会計負担金 他会計補助金 国庫補助金 長期前受金戻入 患者外給食収益 消費税及び地方消費税 還付金 その他医業外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	有価証券売却益 不用品売却収益 その他医業外収益

費用勘定

款	項	目	節
病院事業費用	医業費用	給与費	

資産勘定						
款	項	目	節			
固定資産	有形固定資産	土地				
		建物				
		建物減価償却累計額				
		構築物				
		構築物減価償却累計額				
		器械備品				
		器械備品減価償却累計額				
		車両				
		車両減価償却累計額				
		放射性同位元素				
放射性同位元素減価償却累計額						
リース資産						
リース資産減価償却累計額						
建設仮勘定						
その他有形固定資産						
その他有形固定資産減価償却累計額						
無形固定資産	無形固定資産	借地権				
		地上権				
		電話加入権				
		リース資産				
		その他無形固定資産				
		投資		投資	投資有価証券	
					長期貸付金	
					貸倒引当金	
					出資金	
					基金	
その他投資						
流動資産	現金預金		現金		普通預金 当座預金	
預金						
未収金	未収金	医業団体未収金	定期預金 通知預金 現年度医業団体未収金 過年度医業団体未収金 現年度医業個人未収金 過年度医業個人未収金 現年度医業外未収金 過年度医業外未収金 現年度その他未収金 過年度その他未収金 未収消費税及び地方消費税還付金 現年度未収消費税及び地方消費税還付金 過年度未収消費税及び地方消費税還付金 薬品 診療材料 給食材料 医療消耗備品 消耗備品 燃料 その他貯蔵品 一般貸付金 他会計貸付金 職員貸付金 前払保険料 その他前払費用 請負工事費 買入物品代 前払消費税 仮払金			
		医業個人未収金				
		医業外未収金				
		その他未収金				
		貸倒引当金				
		有価証券				
		貯蔵品				
		短期貸付金				
		貸倒引当金				
		前払費用				
前払金						
その他流動資産						

繰延資産	長期前払消費税	旅費交通費 前渡資金 仮払消費税及び地方消費税 その他仮払金
------	---------	---

負債勘定

款	項	目	節
固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	
		その他の企業債	
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	
		その他の長期借入金	
リース債務引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金		
流動負債	その他固定負債		
	一時借入金 企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債	
		その他の企業債	
	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	
		その他の長期借入金	
当座借越 リース債務 未払金	医業未払金 医業外未払金	現年度医業未払金 過年度医業未払金	

繰延収益	未払費用	その他未払金	現年度医業外未払金 過年度医業外未払金
		未払消費税及び地方消費税	現年度その他未払金 過年度その他未払金
		医業未払費用	現年度未払消費税及び地方消費税 過年度未払消費税及び地方消費税
		医業外未払費用	現年度医業未払費用 過年度医業未払費用
前受金	前受金	医業前受金 医業外前受金 その他前受金	現年度医業外未払費用 過年度医業外未払費用
		引当金	賞与引当金 修繕引当金 特別修繕引当金
その他流動負債	その他流動負債	預り金	預かり税金 その他預り金 医療費預り金
		仮受消費税及び地方消費税	
		その他流動負債	
	長期前受金 長期前受金収益化累計額		

資本勘定

款	項	目	節
資本金	資本金		

剰余金	資本剰余金	固有資本金 繰入資本金 組入資本金	
	利益剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 他会計負担金 他会計補助金 国庫補助金 国庫委託金 その他資本剰余金	
		減債積立金 利益積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金（又は当年度未処理欠損金）	繰越利益剰余金年度末残高（又は繰越欠損金年度末残高） 当年度純利益（又は当年度純損失）

中間勘定

款	項	目	節
中間勘定	本庁勘定 病院勘定 業務勘定		

別表第2（第105条関係）

予算科目表

収益的収入及び収益的支出の部

収入

款	項	目	節
(本庁病院別)			
病院事業収益			

注 病院事業収益に属する項、目及び節は、それぞれ別表第1の収益勘定の表に規定する項、目及び節に準ずる。

支出

款	項	目	節
(本庁病院別)			
病院事業収益	医業外費用	消費税及び地方消費税	
	予備費		

注 病院事業収益に属する項、目及び節は、この表に規定するもののほか、それぞれ別表第1の費用勘定の表に規定する項、目及び節に準ずる。

資本的収入及び資本的支出の部

収入

款	項	目	節
資本的収入	企業債 借入金	他会計借入金	
	負担金		
	補助金	他会計負担金	
		他会計補助金	
		国庫補助金	
	委託金	国庫委託金	
	雑収入	固定資産売却代金 有価証券売却代金	

	その他資本的収入		
--	----------	--	--

支出

款	項	目	節
資本的支出	建設改良費	建設費	土地 建物 構築物 器械備品 車両 建設事務費
		改良費	土地 建物 構築物 器械備品 車両 建設事務費
	企業債等償還金	企業債償還金	
	その他資本的支出	他会計償還金	

別記第6号様式中「減価償却対象財源」及び「減価償却対象外財源」を削る。
 別記第49号様式中「高知県公営企業局本局」を「高知県公営企業局本局（高知県立 病院）」に改め、「（高知県立 病院）」を削る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。